

○農林水産省告示第三百七十四号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第十八に基づき、昭和六十三年二月二十七日農林水産省告示第百八十三号（中華人民共和国新疆ウイグル自治区産メロン生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成九年四月一日から施行する。

平成九年三月十一日

農林水産大臣 藤本 孝雄

四の〔〕中「有害動物及び有害植物」を「検疫有害動植物」に改め、同〔〕を削る。

五の〔〕中「各こん包」の下に「又は束ねたこん包」を加え、五を六とし、四の次に次のように加える。

五 植物防疫官による確認

二のトラップ調査及び生果実調査並びに西の〔〕の検査が的確に実施されたことが植物防疫官により確認されること。

六の次に次のように加える。

七 表示

二のトラップ調査及び生果実調査の結果の確認並びに四の〔〕の検査が行われた各生果実には輸出植物検疫が終了している旨の表示がなされており、かつ、そのこん包には、仕向地が日本である旨の表示がなされていること。

ページ	段	行	正
平成九年三月十二日(另外第四十五号)	誤	誤	正
誠			

同日(同号外)農林水産省告示第三百七十四号
(中華人民共和国新疆ウイグル自治区産メロン生
果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める
件)
(原稿誤り)
の一部を改正する件

五七四
二三別表一

別表一